

労働争議における植民地政府の役割--1918～33年マ ドラス州の場合

著者	志賀 美和子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	48
号	11
ページ	2-25
発行年	2007-11
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00007304

労働争議における植民地政府の役割

—— 1918～33年マドラス州の場合 ——

しがみわこ
志賀美和子

《要約》

1918～33年のマドラス州における労働争議では、組合と労働者の関係が希薄であったことや経営が部外者幹部との交渉に応じなかったことを一因として、労働者は政府に対して争議の調停を求めた。民族主義者や共産主義者でさえ、政府の介入を義務とみなし、あるいは政府による調停を期待する労働者の意向を無視できず、政府の介入を要求した。政府は、労働者が抱く政府イメージを壊すのを恐れて積極的に労働争議に介入した。時には労働者を代弁するかのよう¹に経営に譲歩を強いて、経営側から敬遠される傾向にあった。しかし、経営に疎まれてまで争議に介入した裏には、民族主義や共産主義等の反政府運動に対抗するという政治目的があった。すなわち、民族主義者や共産主義者が労働争議に関与していても強権的手段は極力回避し、イギリス系経営であろうと政府系経営であろうと優遇することなく一定の譲歩を求めることによって「公平な仲介者」としての姿勢をアピールし、インドにおける植民地政府の存在を正当化しようとしたのである。

はじめに

- I 労働者の政府観
 - II 政府の積極介入
 - III 政府の介入の政治的意図
- 結論と今後の課題

はじめに

植民地支配下のインドで展開された労働運動について議論する時、最大数の労働者を雇用する綿業やジュート産業、鉄道等の運輸交通業の多くがイギリス系経営代理会社や政府系企業によって運営されていたことを考慮すれば、労使の単純な二者関係ではなく、植民地政府が果たした役割を視野に入れる必要があることは疑問の余地がない。また、労働運動が本格化した20

世紀初頭には、民族主義や共産主義などの政治運動も高揚し、労働運動への関心を示したことを考えれば、植民地政府が政治的見地から何らかの形で労働運動に関与したと仮定することが出来よう。

労働運動に対する植民地政府の姿勢を考えることは、植民地支配のありかた、すなわち植民地国家の特質を知る上でも有効である。なぜなら、在地社会のいかなる階層も代表しないイギリス植民地政府が、自己利益を実現するために在地社会から完全に自立して労働政策を決定しえたのか否かという問題に突き当たるためである。なお、政治学に目を転ずると、一連のマルクス主義国家論においては、国家は労使関係における労働者の利益を陰に陽に抑圧するものと

される。国家は階級支配の道具であり、体制維持のために階級対立の調停者という役割をもって虚飾されるとする古典的マルクス主義はもちろん、新マルクス主義国家論も例外ではない^(注1)。また、非マルクス主義国家論においても、所得分配に占める国家の影響力に焦点を据え、企業の利潤を維持回復するために国家が経済に介入する方法（労働規律化、金融操作、組合活動の法的規制等）を指摘する議論など、視点と立場は異なるものの、いずれも労使関係におよぼす国家の役割が重要であることを示唆している [大藪 1989；大嶽・鴨・曾根 1996；Jessop 1990]。

ただし、ここで問題になるのは、これらの国家論がいずれも欧米の資本主義国家を分析対象とし、植民地国家を視野にいれていないことである。これらの国家論のなかに植民地国家にも適用しうる理論はあるのだろうか。Easton (1965) の政治システム論を発展させたアーモンド (G. A. Almond) 等の構造機能論は、欧米世界のみを対象として普遍的な国家像を抽出しようとする理論への反省から、いわゆる第三世界をも説明できる国家論の形成を試みた。そこでは、収奪・規制・分配・応答の4機能を担うものが政府と定義され、民主主義政府は応答機能が高いが全体主義政府はその機能をほとんどもたないというように各国毎に政府の機能は異なるが、政治システムである限り基本的にはこの4機能を担うとされる。そして、各機能を担う構造が分化していく過程が「政治的近代化」であり、その対応関係の相違を各国毎に発見していくことが課題となる [Almond and Powell 1966]。構造機能論による国家（政府）定義は、その抽象性の高さゆえに批判的の的となったが、第三世

界（その多くが植民地支配を経験した国である）をも視野に含めた各国の比較という目的から出発していることもあり、植民地支配が被支配地に「政治的近代化」をもたらしたか否か、独立後の国家体制にいかなる影響を与えたかという問題を含めて植民地国家の特徴を考察するに際して有効と思われる。

植民地国家を研究対象とする場合、植民地支配の評価、すなわちその功罪について説明することを避けて通ることは難しい。近年のインド近代史研究においては、植民地時代に様々な分野で近代化が実現されたとして植民地支配を肯定的に捉える立場と、イギリスによる搾取と抑圧がインドの経済発展を妨害したとする古典的ナショナリズム史観との対立というかつての単純な構図は変化し、より複雑な様相を呈している。Alavi (1972；1975) は、資本主義的生産様式という下部構造がブルジョワ支配という政治体制を生むのに対し、植民地では資本主義経済以前の生産様式を残したまま市場経済が強制的に導入され（植民地的生産様式）、同時に在地社会を支配するために過度に発達したブルジョワ的法体系と権力機構が建設されたとして、近代的ブルジョワ国家の変型としての「植民地国家」という概念を提唱した。彼はさらに、この「強い国家」の統治機構がポスト植民地国家に継承されて、インド国内の活動を規制し、経済的自立を妨害したと説明した。このアラヴィの研究が一契機となって、植民地支配を前植民地国家あるいはポスト植民地国家を比較分析して、それらの連続性と断絶性を析出する研究が活況を呈するようになった [竹中 1997, 166-167]。例えばKumar (1998) は、ポスト植民地国家・前植民地国家と植民地国家を比較した論考のな

かで、それらの連続性を指摘した上で、現代インドにおける政治社会的混乱への失望とヒンドゥー・ナショナリストを中心とする「伝統」回帰志向への批判から、相対的に植民地支配を評価し、論争を巻き起こした。

しかし、クマールを含めた植民地国家論には、植民地支配を評価する方法において共通の問題点がある。それは、植民地支配の目的、それを実現するための手段、そしてその客観的結果を区別しないまま、いずれかの側面に焦点を当てることによって植民地支配の「善悪」を判断しているという難点である。つまり、クマールは客観的結果だけを、それへの反論は植民地支配の目的だけを考察対象にしている。植民地国家を評価するときに注意すべき点は、次の3つの局面、すなわち、(1)基本的政策志向、(2)現実的政策、(3)政策結果を混同しないことである。今田(1999;2000)は、植民地支配の目的は本国の「国益」実現にあるが(基本的政策志向)、そのスムーズな実現のためには政策実態の面で現地社会の「レスポンス」によって政策の再編を迫られる場合があるとし(政策実態)、基本的政策志向と政策実態が乖離する可能性を指摘した。筆者は今田と同じ見解を有しているが、政策実態をさらに現実的政策と政策結果に分けるべきだと考える。なぜなら、支配層が(現地社会からの要求・抵抗の結果とはいえ)根本的には自己目的追求のために策定した政策が意図通りに機能するとは限らず、被支配層による予想外の反応によって、元来の意図とは異なる結果を招く場合があるためである。つまり、植民地政府は(1)を隠すために(2)の局面でより巧妙になる。その結果として(3)の局面で被支配者にとってプラスの効果が現れることもある

が、それは決して植民地政府が初めからプラスの効果をもとめたわけではなく(1)を追求するための副産物とみるべきであり、(3)のみが切り離されて植民地支配の評価の根拠とされてはならない^(注2)。

また(2)の局面に関して、植民地政府のインシアティヴを過度に重視することは回避されなければならない。例えばケンブリッジ学派は、植民地政府が議会制を導入したのは、ナショナリストを分裂させイギリス支配に協力する「派閥」政治家を創出して、イギリス支配の安寧を図るためであったと主張するなかで、議会制導入や自治権拡大は在地社会からの突き上げによって実現されたのではなく、あくまでも植民地政府の意思貫徹の結果であるとして、植民地政府の政策決定過程を極めて自律的なものとして描いている[Baker and Washbrook 1975; Baker 1976; Washbrook 1975]。しかし、在地社会からの無視しえぬ反応(抵抗・要求)があるからこそ妥協や譲歩を強いられたのであって、(1)を追求するという目的を反映した政策といえども、現地社会の反応とは無縁ではない。その意味で植民地政府といえども政策策定において完全に自律的ではありえなかったのである。

以上を踏まえた上で、筆者の基本的立場をまとめると次のようになる。植民地インドは、構造機能論を借用すれば、インド帝国として成立した当初は、その機能を収奪と規制に限定しており近代国家としての体裁はとっていなかった。分配と応答の機能は、インド側の反応に応じて徐々に整備されていった。議会制度や地方自治制度が導入されたことはその例である。ただし、これらの機能は植民地国家特有の2つの限界をもっていた。第1は、在地社会のいかなる部分

も代表しないイギリスによる支配を維持するために様々な制約が課せられていたこと、第2は、必ずしもそれらの機能を担う構造が制度化されたわけではないことである。本稿のテーマである労働問題を例にとれば、労働組合法や労働争議法の制定によって労働者の権利をある程度保障する体裁が整えられたものの、労働問題に対処する行政・司法上の構造は不完全で、争議が起きた時の官僚個人レベルでの非公式の措置に大きく依存していた。これらの限界は、植民地国家が近代国家としての体裁を整えていく過程が、自立的かつ自発的なものではなく、あくまでも在地社会の要求と、それに脅威を感じ支配を維持するために妥協を含む対策を模索する植民地政府との相互フィードバックの結果であることを示している。本稿は、このような基本的認識にもとづいて、労働運動に対する植民地政府の政策実態とその結果を労働者との相互関係のなかで分析し、一面的にみられてきた植民地政府の労働運動に対する姿勢を再考する。

労働運動に関する研究は、膨大な蓄積があるにもかかわらず、植民地政府の役割を中心に論ずるものは少ない。そしてその数少ない研究のなかでは、政府の弾圧姿勢を強調するものが主流といえる。その代表例であるArnold (1980) は、インドの労働者が抗議手段として暴力に訴える傾向があったと分析するなかで、法と秩序を重んじ「不健全な」労働組合やストライキを弾圧する政府の姿勢が、労働者をして合法的組合活動ではなく暴力行為に依存せしめたとしている。Ghosh (2000) は、植民地政府の弾圧と人種隔離が労働者の反英意識を育み、官僚及びその「協力者」たる地主・工場主と労働者との距離感が労働者の階級意識を生んだと主張する。

ゴーシュは、労働者が植民地政府を「第1の敵」とみなしたという主張の根拠として、労働者による公共施設襲撃を挙げているが、それらの行為は必ずしも反政府行為とは限らず、ましてや民族意識の表出とは断定できない。なぜなら、権威の象徴への攻撃は、既存の政治社会構造を受け入れた上で、支配者の義務が果たされていないとみなしたときの一時的地位逆転行為と解釈することも不可能ではないためである^(注3)。例えば、ベンガル州のジュート工場労働者を研究対象としたChakrabarty (1989) は、植民地支配下の労使関係は伝統的な「親子関係」、すなわち親としての雇用主と子としての労働者という非対称関係であったとし、権威の象徴への襲撃を含む労働者の暴力行為は経営の不正を正すための地位逆転行為であって、既存の権力構造を破壊するという志向性をもつものではないとしている。Krishna (1989) は、アーノルドやゴーシュほど植民地政府の弾圧的性格を強調しないものの、ストライキ発生時には政府は経営に有利な措置をとったとしている。

これらに対して、ボンベイ州の労働運動を分析したKooiman (1989) は、ボンベイ州政府が設置任命した労働行政官 (Labour Officer) は労働者の代弁者として頑迷な経営に対抗できる唯一の存在であったとする。労働者の代表としての部外政治家の役割を奪うことによって労働組合の成長を妨害したが、意図せざる結果だったと説明しているように、全体として植民地政府の役割を評価する論調である。また、前出のChakrabarty (1989) においては、植民地政府の役割は分析対象ではないが、経営が、いかなる介入に対しても「親子関係」を崩壊させるものとして過敏に反応し、ベンガル州政府による

改革的法律をも拒絶したという記述内容から、少なくとも、植民地政府が経営と一体化して労働運動を弾圧したという立場ではないことは明らかであろう。Chatterji (1984) は、植民地政府は基本的に労働争議への介入に消極的であったという見解を示しており、注目に値する。成田 (1995) は、弾圧法としての側面が過度に強調されてきた労働争議法 (1929年) の再評価を試みるなかで、植民地政府は労働争議から距離を置いたとする点でチャタジーに共通するが、1920年代末からの労働運動の政治化、特に共産主義の浸透という事態に接して労働政策の変更を迫られたとも指摘している。ただし、その政策変更がいかなる内容であったのか具体的な説明はなされていない。Luthra (2004) は、労働運動と民族運動の高揚によって労働者は民族意識と同時に階級意識を覚醒させたとし、工場法の改正及び賠償法・労働組合法・労働争議法の成立を民族運動と労働運動の成果と位置づけた。ここでは政府の役割への評価は曖昧であるが、労働者対政府・経営という二項対立図式で労使関係を把握しつつも、植民地政府が労働者の対抗に応じて改革的諸立法を制定したとしていることから、植民地政府の政策が弾圧から妥協・譲歩に変化したと解釈しているといえよう^(注4)。

総じて、先行研究は、植民地政府を改革者として評価する立場であれ、弾圧者として批判する立場であれ、植民地国家の一面だけを強調し、基本的政策志向、現実的政策、政策結果という諸局面に目を配っていない点に欠陥がある。植民地支配はそれほど一面的で単純なものではなく、より複雑で巧妙である。確かに、ストライキ発生時における警官隊出動や指導者逮捕とい

う事象や労働関係諸法の文面のみをみれば、植民地政府の弾圧者としての側面は否定できない。しかし、実際のストライキの経緯や法律施行の実態を詳細に辿ると、経営・植民地政府対労働者という二項対立では捉えられない複雑な関係性と、植民地政府の具体的行動の背後に巧妙に隠された政治的意図が浮かび上がってくる。特に1920年代から30年代にかけての労働運動の高揚は、民族運動及び共産主義運動の激化と相関関係にあるだけに、労働運動に対する植民地政府の動向を分析することは、植民地支配の維持、すなわちイギリス本国の「国益」^(注5)の追求という基本的政策志向をスムーズに実行するための政策実態を解明することに繋がるのである。

本稿は、植民地政府の対労働運動政策の実態を分析するに際して、1918年から33年にかけてのマドラス州におけるストライキを事例として取り上げる。対象地域となるマドラス州は、広大なジュート産業地域を抱えるベンガル州や紡績業の盛んなボンベイ州に比して注目されることは少ないが、マドラス市の他にも、マドゥライ、アンバサムドラム、コーインバトゥール等の地方都市に大規模な紡績工場を有していた。また、鉄道労働者や市電労働者を多数抱え、総労働者数は1924年時点で約6万人にのぼった [Krishna 1989, 9-11]^(注6)。インド初の労働組合が創設されたのがマドラス州であることが示すように、労働運動も盛んであった。なお、マドラス州における労働運動の展開において看過されてはならないのは、独特の共産主義運動の存在である。同州における共産主義者は、コミンテルンからもインド共産党からも距離を保ち、社会主義革命理論の追求よりも労働者の生活水準向上を重視し、合法の枠内で活動するという

独自路線を採用し、労働者に影響力を延ばしていた [志賀 2007a]。したがって、このような状況において州政府が労働運動に対していかなる姿勢を示したのか疑問が生ずる。しかし同州の労働運動を扱う研究は、先にあげたアーノルドやクリシュナの研究以外には、労働組合幹部と一般労働者の関係の類型化を試みたMurphy (1981)、立地条件の異なる2工場における労働条件を比較したKarnanithi (1991) 等がある程度で、政府の果たした役割は不明なままに残されているのが現状である。

そこで本稿は、まず第Ⅰ節で、労働者の対政府認識を考えていく。労働者は、初期労働組合との関係の希薄さと組合幹部との意識の相違を一因として、州政府に助力を求める傾向があったこと、民族主義者や共産主義者も労働者のこのような意向を無視できず、また経営が部外者との交渉を拒否する姿勢を示したことから、州政府の仲介を要求したことを明らかにする。第Ⅱ節は、労働争議への州政府の関わり方を扱う。政府が積極的に労働争議に介入し、労働者を代弁するかなのような調停を行って経営からは敬遠される傾向にあったという事実を例示していく。第Ⅲ節では、州政府が積極的に争議に介入した意図について考える。経営に疎まれてまで労使対立を調停した州政府の目的は政治的なもので、様々なコミュニティの「公平な仲介者」を自称して植民地支配を正当化してきたイギリス植民地政府が、自己の作り上げたイメージを壊さないよう労働者の期待に応え、政府批判の言質をとられないよう振舞うことによって、支配の安定を図ったとする。そして、マドラス州政府の労働問題政策は、労働者側との相互フィードバックの結果であったと結論する。

なお、分析対象時期について、マドラス州における労働運動は4回の高揚期を迎えている(第1期:1918~21年,第2期:26~33年,第3期:37~39年,第4期:44~47年)。このうち第3期と第4期は、新インド統治法施行により州完全自治が実現しインド人に権力が移譲された時期に当たり、労働運動に関する業務もインド人が担うことになった。故に、イギリス植民地政府の労働争議対策の意図を探るという目的に照らして第1期,第2期を分析対象とする。

使用するおもな資料は、タミルナードゥ州公文書館(旧マドラス州公文書館)所蔵の公文書とジャーナル類である。*Government Order (GO)*は州政府の各省庁が作成するテーマ別の行政文書ファイルである。*GO*には、植民地政府の州・県・郡の行政官や警察からの報告書のみならず、労働組合や経営からの陳情書、政治運動指導者の来信、巷に出回ったパンフレット等も収集されており、地方レベルの政治動向や労働運動に関する詳細な情報を得ることができる。*Fortnightly Report (FNR)*は、州政府がデリーの中央政府に対して隔週で送った機密報告書である。各州の政治動向はもちろん産業状況や社会情勢に関する情報も含まれている。ジャーナル類はマドラス州で発刊されたものを参照した。まず『ヒンドゥー』(*Hindu*)はインド系新聞で、論調は政治的中立を謳いながらも民族運動に同情的である。『マドラス・メイル』(*Madras Mail*)はイギリス系で、マドラス在住のイギリス商業・産業資本の意見を代弁した。『正義』(*Justice*)は、南インド自由連合という政党の機関紙で、マドラス州の非バラモン諸カーストの意見を代弁する新聞である。

I 労働者の政府観

1918～33年のマドラス州における労働争議では、労働者と経営の交渉は稀で、労働組合でさえ経営と直接交渉することが少なかったために、労働者は政府が経営との間を取りもつことを期待した。ここでは、まず労働組合と労働者の関係を簡単に述べた上で、具体的なストライキを分析しつつ労働者の政府観を探っていこう。

1. 初期労働組合と労働者の関係

1910年代後半のインドでは、第1次大戦勃発を契機とする物資不足と物価高騰、軍需増大のための過重労働が工場労働者の生活を圧迫した。特にマドラス州では、飢饉と疫病流行が同時に起きたために、労働者を取り巻く環境はいつそう深刻であった。その結果、1918年にインド初の労働組合であるマドラス労働組合が創設され、マドゥライやコーインバトゥール等の地方工業都市にも次々と労働組合が設立されていった。

しかし、初期の労働組合は必ずしも労働者の代弁者として機能したわけではない。まず、組合幹部が政治家や弁護士等の部外者（非労働者）で、日常的には労働者との接触がなく、労働者の不満や要求を具体的に把握しようとする姿勢にも欠けていた。それゆえに不満を溜め込んだ労働者がやむなくストに訴えると、組合幹部は対話による問題解決を優先して、事前の相談なく行動した労働者を非難することが多々あった。したがって全般的に、労働者と組合幹部の関係は希薄であり、意識の上でも隔たりがあったといえる [志賀 2007b, 17-21]。

2. バッキンガム&カーナティックミル・ストライキ (1918年)

このような状況で、労働者が不満を解決するためにいかなる行動をとったかを示す好例が、1918年、マドラス市内の紡績織布工場バッキンガム&カーナティックミル（イギリス系経営代理会社ビニーが経営するバッキンガムミルとカーナティックミルからなる。以下B&Cミル）で起きたストライキである。この時、労働者は、組合幹部の協力を得られず、代わりに州政府に助力を求めたのである。

ストは出勤時間をめぐる些細なトラブルから発生した。同工場の始業時間は朝6時であるが、組合幹部から他工場の勤務条件に関する情報を得た労働者は、早すぎると不満を抱き、遅れて出勤するようになった [Madras Mail, 31 Oct. 1918]。そこで経営は、朝6時15分に門を閉じると公示した。それでも労働者の約半数が遅れて出勤したため、経営は時間を守った労働者のみで工場を稼働させようとしたが、彼等は閉め出された労働者を工場に入れるよう要求して仕事を拒否した [Justice, 28 Oct. 1918]。そこで経営は、規定時刻に始業することに労働者が同意するまで工場を閉鎖すると決定した^(註7)。労働者は、マドラス労働組合幹部の自宅を訪ねて今後どうするべきか助言を仰いだが、その幹部は突然の事態に驚き、直ちに無条件で復職するよう促しただけであった [Justice, 28 Oct. 1918]。そこで次に労働者がとった行動が州知事への直訴である。彼等はマドラス州庁舎へ赴き、州知事に直接不満を訴えようとした。警察長官が、まず経営に陳情書を提出するのが筋だと忠告したため、労働者達は工場経営会社の事務所へ向かった [Justice, 29 Oct. 1918]。しかしその途上

で組合幹部の1人が現れ、合法的手段で問題解決を図るべきだとして解散を命じた [Madras Times, 30 Oct. 1918]。マドラス労働組合長のB・P・ワディア^(注8)も「労働者の行動は極めて不適切だった」とし、経営の命令に従い定刻に出勤するよう求めた [RCLI 1931c, 188]。結局、組合が労働者を復職させて、ストは終了した [Madras Mail, 31 Sep. 1918]。

このように、労働者は組合の代役として政府に期待をかけていたことがうかがえる。政府に頼る傾向は、実は労働者に限らなかつた。例えば、ある組合幹部は、経営との直接交渉は自分には不可能だとして警察長官に交渉を依頼している [Madras Times, 30 Oct. 1918]。ストを報じる新聞記事にも、政府は労働争議を調停するべきだという意見を見出すことができる。1918年10月31日付け『博愛』(Humanity)^(注9)は、「イギリス政府は大衆の信託を受けているのだから、資本家がインド人であろうとヨーロッパ人であろうと、その搾取から労働者を保護する措置を取るべきだ」として、政府の義務を説いた。

このように政府の仲介を期待する声に答えて、マドラス州政府は1920年に法務省(Law Department)の下に労働局(Department of Labour)を設置し^(注10)、さらに労働監督官(Commissioner of Labour)を任命した。労働監督官は、各工場の賃金等の労働条件を調査し、争議発生時には必要に応じて調査委員会を任命して、労使双方へ勧告を行うことになり [Krishna 1989, 44-53]、過酷な就労環境を白日の下にさらし経営に改善を促すものとして、労働者側から歓迎された [Slater 1936, 325]。

しかし実際に労働監督官が活動し始めると、その地位と権限が不安定であることが問題視さ

れ、権限強化を求める意見が労働者や組合幹部から出されるようになった。例えば、労働監督官の勧告が法的拘束力をもたないために経営がこれを無視する事例が頻発したことから、勧告を無視した当事者への罰則規定を設けるよう要望が出た。また、労働監督官は労働問題以外にも「不可触民」の地位改善等の業務も担っており^(注11)、それにもかかわらず少数の部下しか配属されていなかったため、労働問題に迅速に対応するべく人員増加もしくは業務の分割が求められた [RCLI 1931c, 236, 257]。このように、労働者側は、州政府が労働争議に積極的に介入することを希望したのである。

3. ビルマ石油ストライキ (1927年)

民族主義者や共産主義者でさえ、労働争議において政府が果たす役割を重視したという事実は注目されてしかるべきであろう。1927年4月、マドラス市内にあるイギリス系経営のビルマ石油^(注12)の労働者が、組合活動^(注13)に関与していた労働者の一斉解雇に抗議してストライキを開始した^(注14)。労働者は、解雇が取り消されれば復職すると労働監督官を介して経営に提案したが、経営は拒否した [Justice, 10 May 1927]。スト発生の際に接して、共産主義者のM・シンガーラヴェールが支援に乗り出した [FNR, 2nd halt of Apr. 1927]。彼の働きかけにより市内の他の石油会社でも同情ストが開始された。州政府は労使が直接交渉する場を設けて問題を解決しようと試みた。労働監督官と監督官補佐、警察長官の立会いのもと、警察署において労働者代表と経営代表が会談した。この時、シンガーラヴェール等組合幹部は、労働者が日頃から抱いていた不満を一気に解決しようと11項目の要求を提示した。しかし警察長官は、それが経営の

態度を硬化させ争議の解決が困難になると考え、今すぐ実現すべき切実な要求として解雇者全員の無条件復職と賃金削減撤回の2点に絞るよう助言した。組合側がこの指示に従った結果、経営も要求を受け入れることに同意した。しかし、会合が行われている間に、作業所に集まっていた労働者が石油運搬車の通行を妨害し投石した。現場に駆けつけたイギリス人スタッフが発砲したのを契機に暴動に発展し、労働者のみならず近隣住民にも負傷者がでた。

事件を報じた新聞各社は、政府が調停の義務を怠ったとして厳しく批判した。例えば*Justice* (10 May 1927) は、政府がもっと早く適切な仲裁措置をとっていれば事態の悪化を阻止できたはずだとした。*Hindu* (10 May 1927) も、労使を仲介する政府の対応の不手際を責めた。つまり、暴動発生の原因を、州政府の仲介義務の遅延に求めたのである。民族主義者や共産主義者も同様に、政府が労使を調停するべきだと主張した。事件直後に開かれた労働者集会において、シンガーラヴェールは、「介入は政府の義務である」と明言し、州政府に改めて調停を求めた。会議派のV・チャッカライ・チェッティも、州政府が採るべき措置として、調査委員会を設置して事件の真相を解明させること、その報告にもとづいて労使対立の解決を図ることを挙げた [*Justice*, 12 May 1927]。これらの発言がどこまで本心か、つまり植民地政府をどれほど信頼していたのかは不明であるが、少なくとも政府の介入を要求した背景を次のように説明できる。まず、経営が労働者を対等な交渉相手と認めず、組合幹部（部外者）との対話も拒絶する傾向があり、労働者自身も政府の介入を希求するという状況にあっては、政府を媒介させたほうが速

やかに問題を解決できるという目算が働いた。加えて、植民地政府が「公平な仲介者」を自称するからにはこれを利用し、もし政府の仲介が公正を欠いたり失敗した場合には、政府批判の根拠にすればよかった。マドラス州の共産主義者は、革命理論の追求よりも労働者の生活水準向上を重視していたことから、このような現実策をとったのである。

州政府は調停を再開した。まず、事実関係を把握するために警察長官とマドラス市長に現場検証と被害者への聞き取りを命じ、経営とシンガーラヴェール等組合幹部には報告書の提出を求めた^(注15)。各報告を検討した州政府は、経営の過剰防衛を非難する世論の高揚に配慮して^(注16)、経営に労働者の要求を受諾するよう圧力をかけた。労働監督官の仲介で再び労使会談が行われ、経営は解雇された労働者を含むスト参加者全員の無条件復職のみならず賃上げも確約し、大幅に譲歩した^(注17)。このように、共産主義者でさえ政府の労使仲介を要求する風潮のなかで、州政府は主として労働者の要請に応じて経営との交渉に臨んだのである。

4. チョーライミル・ストライキ (1928年)

労働監督官の活動に労働者側を代表するかのよう言動が目立つため、次第に経営が労働監督官の勧告を無視するようになり、監督官の権限の弱さが顕在化した。この問題に対処するために労働監督官及び労働者がとった行動を、次にみてみよう。

1928年、マドラス市内にあるインド系経営の紡績織布工場チョーライミル^(注18)が、労働者に負担を強いる2織機システム（通常1人が織機1台を操作するところを同時に2台操作する）の導入を発表し労働者の不満を煽った。労働監督

官は、スト発生を危惧して経営に慎重な対応を心がけるよう忠告したが、経営は新システム導入方針を変えようとしなかった。マドラス労働組合長のB・シヴァ・ラオは、ストを控えるよう労働者を説得した上で、労働監督官に対し、些細な契機でもストが起きる恐れがあるため手遅れになる前に調査委員会を任命するよう要請した^(注19)。

しかし労働監督官が調査委員会任命を躊躇しているうちに、8月17日、織工全員がストライキに入った。彼等は、第2織機操作への賃金として第1織機操作賃金の50パーセント相当額を支払うという経営の提示額はあまりに不十分だとして、もし新システム導入が不可避ならば75パーセント相当額を支払うよう要求した。現場を視察した労働監督官は、緊迫した雰囲気には危機感を抱き、第三者の紡績業専門家からなる調査委員会を任命して、公正な賃金率を検討し、経営に勧告することを決定した。これを受けて、労働者は、委員会の調査結果を待たずに翌日復職した^(注20)。つまり労働者は、政府が介入したことに満足し、要求が実現する保証もないまま復帰したわけで、ここからも政府への依存傾向がみて取れる。一方経営は、調査委員会に対して非協力的で、工場調査に訪れた委員を適当にあしらった上に質問票への回答も怠った^(注21)。

調査委員会の報告書は、労働者に全面的に有利な内容となっており、第2織機操作賃金は、労働者の要求を上回る、第1織機操作賃金の80パーセント相当額が妥当と勧告した。その理由として、(1)フルダブル稼動時に比べて第2織機の出来高は90~95パーセントになる、(2)同工場で供給される糸の質が悪いため2台同時操作は負担が大きい、(3)他工場は第2織機操作

に92.5~100パーセント相当の賃金を払っている、(4)現行賃金自体が他工場に比べて低い上にボーナスもない、と説明された^(注22)。労働監督官は、経営に調査委員会報告を受け入れるよう忠告して次のように述べた。「私の勧告には法的強制力はないが、貴工場における争議を調停し労働者の福祉と貴殿の利益に損失が生じないよう最大限の努力をしている。勧告を貴殿が拒否した場合いかなる結果になるか分からないが、世論の反発を招くことは確実だ。私の忠告を受け入れ、委員会が勧告する賃金率を適用することが貴殿の真の利益になると確信し、また貴殿が必ずそうするものと信じる」^(注23)。つまり労働監督官は、法的強制力をもたない勧告を経営に受諾させるために世論の力を借りようとしたのである。勧告内容に驚愕した経営は、イギリス人弁護士に労働監督官との交渉を依頼した。弁護士は、調査委員会が労働者の視点に立つばかりで利益率や産業不振等を考慮していないと批判し、賃金率はせいぜい60パーセントが妥当だと訴えた^(注24)。しかし労働監督官は、調査に協力しなかった経営に委員会を批判する資格はないと訴えを退けた^(注25)。

労働者側は、労働監督官の勧告が経営に無視されたまま死文化することを危惧した。そこでラオは、2つの対策をとった。第1に、労働監督官に対し調査委員会報告書の公表を要求し、労働者に同情的な世論を形成しようとした^(注26)。第2に、経営に勧告を実行させるという先例を作って、今後出される勧告に実質的強制力を付与しようとした。彼は、1928年10月17日付け『ヒンドゥー』への投稿記事で「経営が勧告を受け入れる賢明さを示し、労働監督官が当州における労働争議において影響力を行使するとい

う先例を作ることを望む」と訴えている。労働監督官の度重なる説得により、最終的には経営が折れて勧告を受諾し、争議は労働者の勝利に終わった [New India, 27 Oct. 1928]。

以上のように、政府は、労使交渉の仲介役として重要な役割を果たした。特に労働者側の政府への依存度は高く、ある組合幹部の手紙に「労働監督官が未だ経営と合意に至っていないのは残念だ」^(注27)という表現さえ見出せることを考慮すれば、労働監督官が労働者の代理人であるかのように認識されていたといっても過言ではない。経営としても、労働者や組合幹部との直接交渉を拒否する限り、政府に仲介を頼まざるを得なかった。チョーライミル・ストで典型的にみられるように、労使は直接対峙することなく労働監督官を通じて相手に意向を伝達し、手紙でさえ監督官宛てに発送しており、監督官がその内容を相手に伝えている。その意味では、政府は、労働争議を調停し当事者の代わりに妥協点を模索する役割を、労使双方から期待されていたのである。

II 政府の積極介入

政府は、おもに労働者側の期待に応えるために積極的に争議を調停する姿勢を示した。その積極性は、要請を受けなくても非公式に介入したこと、介入したのが労働監督官のみならず州知事や県行政長官、警察関係者等、多岐にわたることからもうかがえる。特に、州知事や警察長官が自らストライキの現場を訪れて直接労働者の意見を聞くことは、労使の仲介者としての政府の役割を顕示するための象徴的意味があったと考えられる。

1920年にマドラス市内で石油労働者が賃上げと有給休暇を求めてストライキを起こした時は、労働監督官が任命した調査委員会による調停が失敗したため [FNR, 2nd half of May 1920]、州知事が仲介に乗り出し、経営と労働者から直接話を聞き、解雇者を出すことなく労働者全員を復職させ、共済基金を設立するという譲歩案を経営から引き出した [FNR, 2nd half of Sept. 1920]。同年、マドラス市電労働者が物価上昇に見合う賃上げを要求してストを開始した時は、州知事が真っ先に動き、自ら現場を訪れて労使双方のいい分を聞いた上で、労働監督官に仲介に当たらせた。その結果、賃上げに加えて、米価が下落するまで現物支給を行うことを経営が承諾した [FNR, 1st half of Feb. 1920]。

1920年2月にカーナティックミルで起きたストライキは、特に、州政府による介入の積極性が目立つ。この時の労働者の不満は、物価が上昇しているにもかかわらず賃金が据え置かれたままという切迫したものであったが [FNR, 2nd half of Feb. 1920]、マドラス労働組合幹部は、労働者が組合に相談なくストを起こしたことに不快感を示して、直ちに復職するよう命じただけで、経営と交渉しようとしなかった [FNR, 1st half of Feb. 1920]。したがって、スト自体はすぐに終了し、経営はもちろん労働者や組合からも調停要請が出されていなかったにもかかわらず、州政府が介入し、調査委員会を任命した。調査委員会は、物価高騰にもかかわらず賃上げが一切行われていないという事実を踏まえて、労働者の要求を正当と判断し、大幅な賃上げを含む調停案を作成した。労働監督官は、反発する経営を説得して、この労働者寄りの調停案を受諾させた [FNR, 1st half of Mar. 1920; RCLI Written

Evidence, 38]。

以上のように、州政府は要請がなくても労働争議に積極的に介入し、おもに経営側に一定の譲歩を迫ることによる事態の沈静化に努めた。しかしここで、なぜ州政府が労使の調停にこれほど積極性を示したのかが疑問となろう。また、その積極性とは裏腹に、肝心の労働争議を解決する制度の整備には消極的であった点も不可解である。例えば、労働監督官の権限を強化するよう労働者側から再三要求があったにもかかわらず、監督官勧告に法的拘束力を付与しようとしなかったのはなぜか。州知事や県行政長官等による調停も、労働争議を解決する正式なルートではなく非公式の臨時手段であることから、かえって労働監督官の存在意義を弱める危険性を孕んでいたといえる。したがってここに、政府が労使対立を調停する背後には、労使争議を社会経済問題として根本的に解決しようとする意思ではなく、別の政治的意図が働いていたのではないかという仮定が成り立つ。そこで次節では、労働争議に介入する政府の政治的意図について考察していく。

Ⅲ 政府の介入の政治的意図

州政府の介入が、労働者が抱く政府への期待に応えるものであったことは既に述べたが、政府がそのように期待に応えざるを得なかったのは、民族主義者や共産主義者による政府批判に対抗する必要があったためである。そもそも植民地支配の本質は、イギリス本国の「国益」の追求であって、インドの利益の実現ではなく、ましてやインドの労働者の利害を代弁する意思も必然性もなかった。しかし、インド在地社会

のいかなる階層やコミュニティの利益も代表しない植民地政府の存在を正当化する必要性から、イギリスは対立しあう様々なコミュニティ間の「公平な審判」「公平な仲介者」としてインドを統合しうる唯一の存在であるという理論を形成した^(注28)。しかし民族主義や共産主義が高揚して、この正当化理論の虚構性を突き、植民地支配の安定を揺るがした。植民地政府は、基本的に、反政府運動や革命運動に対しては法秩序維持の名の下に断固たる姿勢で臨んだが、労働運動のように反体制的運動に必ずしも直結しない運動については、無差別弾圧は得策ではないと判断した。また、たとえ民族主義・共産主義運動であっても、合法の枠内にとどまっている場合は、法秩序維持の名目で弾圧することは不可能であった。特にマドラス州においては、共産主義者が暴力革命を否定するという独特の方針をとっていたために、州政府は対処に苦慮していた [志賀 2007a]。そこで州政府は、労働者の政府への期待に応えることによって、民族主義者や共産主義者の政府批判に対抗しようとしたのである。

州政府は、労使を仲介するにあたり、経営側への肩入れや、イギリス系経営とインド系経営の差別を排し、公平性を顕示することによって、政府批判の種を取り除こうとした。つまり、労働争議への「公平な仲介者」としての介入は、イギリスのインド支配を正当化し植民地政府の地位を保全することを真の目的とする政治的パフォーマンスであった。以下、この推論を裏付けるために3つの争議の経緯を紹介しよう。

1. B&Cミル・ストライキ (1921年)

1921年5月、カーナティックミルの労働者が突然ストライキに入った。経営が無断欠勤を禁

ずるなど規律を強化したことが労働者の不満の一因であったが、スト開始の直接的契機がなかったため、労働監督官は部外者による政治的扇動があると考えた。そこで労働者に復職を促してみたが、応じる者はいなかった[FNR, 2nd half of May 1921]。実際、このストには非協力運動を展開中の会議派メンバーが深く関与し、イギリス系経営に対する労働争議を反英運動に転化させようとしていた。マドラス労働組合の会議派系幹部は、バッキンガムミルにも同情ストを起こすよう熱心に働きかけ、躊躇する労働者に対し、ストライキ中はチャルカー（手紡機）で糸を紡いで生活費を稼ぐよう勧めた[FNR, 1st half of Jun. 1921 ; 2nd half of Jul. 1921]。しかし、バッキンガムミルでは反対意見が強く、実際にストが開始されたのは1カ月後であった[FNR, 2nd half of Jun. 1921]。ストにもっとも強く反対したのは「不可触民」労働者である。彼等はマドラス労働組合に対して不満を抱き、B&Cミル労働者の39パーセントをも占めていたにもかかわらず、組合にほとんど加入していなかった。彼等の組合への不満の要因は、組合が、カーストや宗派を超えた労働者の団結を図って、コミュニティ毎に利害を主張するのを認めなかったことにある。「不可触民」は、カースト・ヒンドゥー（「不可触民」以外のヒンドゥー教徒）出身の労働者に比して、住環境が劣悪であるのみならず、スト中に臨時の職をみつけにくい等の悩みを抱えていたため、このようなコミュニティ固有の問題を訴えることが出来ない組合に敢えて加入しようとはしなかったのである。加えて、「不可触民」には植民地政府を自己利益の保護者とみなす傾向があり、反英的な今回のストライキに反発した。「不可触民」労働者は、

マドラス労働組合に対してスト不参加を表明し、彼等とスト参加者との間の緊張が高まった^(注29)。6月29日、「不可触民」居住区が放火され、82軒が焼失した。30日にはさらに11軒が放火され、消防署と警察署も襲われた。7月1日夜には、狼煙を合図に「不可触民」居住区の数箇所です同時に火の手があがった。翌日には商店の略奪も起こり、出動した警官1名が死亡した[FNR, 1st half of Jul. 1921]。

州知事は、おもな政治運動指導者に扇動行為を控えるよう警告すると同時に、経営に対しても責任を問い、スト参加者を罰することなく復職させるよう説き伏せた。そして自ら労働者集会に赴き、経営がスト参加者全員の無条件復職に同意したと伝えて復職を促した。組合幹部はこれを拒否したが、多くの労働者が幹部の意向に反して復職した。焦燥感を募らせた組合幹部は、スト継続のために抗議集会を盛んに開いた。ただし、そこで抗議の対象になったのは、経営ではなく「不可触民」であった。長引くストで憔悴したスト参加者も、不安と苛立ちを身近な「裏切り者」である「不可触民」労働者への恨みに転換した。こうしてストは、労使間には明確な争点のないまま労働者内の対立へと変質し、8月末に再び「不可触民」労働者が襲撃された[FNR, 2nd half of Jul. 1921 ; 2nd half of Aug. 1921]。この頃、非協力運動推進のためにマドラスを訪問していたガンディーは、「不可触民」攻撃を非難し、非暴力を厳守するよう忠告した。スト参加者は、会議派系幹部の指示に従っている自分達をガンディーが支持してくれるものと信じていただけに、大いに失望したという[FNR, 2nd half of Sept. 1921]。結局、マドラス労働組合は労働者の信用を失い、ストは混乱の

うちに終息した [FNR, 2nd half of Oct. 1921]。

この後、B&Cミルの経営は、スト参加者を処罰することなく、むしろ大幅に譲歩する姿勢を示し、就労環境の向上を目的とする労働者福祉委員会を発足させた。同委員会は、バッキンガムミル、カーナティックミル双方から部門別に出選された労働者代表と経営代表から構成され、「不可触民」労働者からも代表が出選される仕組みが整えられた [RCLI Oral Evidence, 172-173]。経営主導で設置された同委員会は、御用組合的性格が強かったものの、労働者が不満を経営に訴える正式なルートが初めて整えられたという点では大きな意義があった。

しかしここで、労働者を対等な交渉相手とみなしてこなかった経営がなぜ急に方針を転換したのか疑問が湧く。このストライキは労使対立というより労働者内部対立の性格が強かっただけに、経営としては労働者に譲歩する必要性はない。しかもB&Cミル経営がこれまで頑なに労働者の要求を無視し、交渉すら拒否してきた事実を考慮すれば、一転して労働者と対話する制度を整えた裏には、州政府の強い働きかけがあったと推察できる。州政府は、このストで労働者に譲歩しても労働組合の勝利にはならず、むしろ組合を率いる民族主義者が信用を失った機を捉えて労働者に歩み寄ることによって、民族運動及び組合から労働者を引き離すことができると経営を説得した。実際、マドラス労働組合の幹部が、労働者福祉委員会が労働者の要求を次々と実現しているのは、組合に対抗し弱体化させるためだと発言していることから、州政府の政治的思惑が、経営に方針転換を促したと考えられよう [RCLI Oral Evidence, 230]。

2. マドゥライミル・ストライキ (1918年)

1918年7月、マドゥライ市のイギリス系紡績工場マドゥライミルで賃上げ要求ストライキが発生した。経営は、部外者の正義党員^(注30)J・N・ラーマナータンが労働者を扇動していると考えて賃上げを拒否した上に、マドゥライ県行政長官に圧力をかけて、ラーマナータンに対する集会演説禁止令を発令させた。そこで、彼と親交があった弁護士ジョージ・ジョセフ^(注31)が、代わりの指導者としてP・ヴァラダラジュル・ナーイドゥ^(注32)を招聘した。民族主義者であったナーイドゥは、経営のみならず政府をも批判する演説を盛んに行った。彼の指導のもとで、労働争議は、にわかに反イギリス系経営・反イギリス政府という民族主義的色彩を帯び始めた。ナーイドゥは、12.5パーセントの賃上げや労働時間短縮等を要求した。しかし、経営は、部外者であるナーイドゥとの対話を拒否した。さらに、指導者を失えばストも瓦解するだろうと考えて、ナーイドゥを逮捕するよう州政府に圧力をかけた。州政府も、ナーイドゥの活動を放置しておけば反英感情が激化するという経営の意見に押し切られて、扇動罪で逮捕した [Hindu, 19 Aug. 1918]。ところが経営の予測に反して、ほとんどの労働者が復職を拒否した。ナーイドゥが拘置所から裁判所に向かう際に、興奮した群衆が護送車を取り囲み、警察の発砲で1人が死亡した [Hindu, 28 Aug. 1918]。県行政長官は、この事件を深刻に受け止めて仲介に乗り出した。死者がでた以上、労働者が要求する賃上げ率では政府と経営に対する非難を抑えることはできないとして、経営に対し25パーセントの賃上げを行うよう強く要請した。その結果、経営は県行政長官の提案を実行することを約束した

[Hindu, 31 Aug. 1918]。

県行政長官が労働者寄りの妥協案を経営に承諾させたのは、経営の強硬な態度がこれ以上続けば民族主義者に介入する隙を与え、労働運動が反英運動に転化してしまうと危惧したためである。逮捕した民族主義者の護送時に警官の発砲によって死傷者がでたことは、政府批判の噴出を回避するべく政府自ら争議の調停に乗り出す決定要因となった。こうして州政府は、反政府運動に発展する危険性を孕む労働運動への対処法として、むやみに弾圧するよりも、むしろ調停者として関与し「公平な仲介者」を演出することを選択したのである。

3. 南インド鉄道スト (1926年)

1926年9月、南インド鉄道ネガパタム作業所(タンジョール県)の労働者8人が、ゴールデンロック作業所(ティルチラーパッリ県)への異動を命じられた。これは合理化計画の一環で、労働者を漸次異動させ、最終的にネガパタム作業所を閉鎖することになっていた。労働者は、作業所閉鎖にともない、人員が削減されること、及びネガパタム作業所で黙認されてきた無断欠勤が禁止されることを危惧した^(注33)。そこで9月17日、一部労働者がネガパタム作業所長のランバートに面会し、無断欠勤慣習の保障、異動する労働者全員の賃金15パーセント増加、宿舍家賃の軽減を要求した^(注34)。しかし、ランバートがこれを無視したために、労働者達は、異動命令を拒否すること、ペランブール作業所(マドラス市)とボダヌール作業所(コーインバトゥール県)の労働者に支援を仰ぐことを決定した^(注35)。なお、これらの一連の行為は、ストを視野に入れた急進的な労働者によるもので、労働組合とは無関係であったために、焦った組合

幹部は急遽労働者集会を開いた^(注36)。組合長で弁護士のカ・スブラマニア・チェッティと副組合長で整備工のタンブサーミ・チェッティは「政治勢力との結びつきもなく合理的」と政府に評された「穏健派」で、スト反対の立場を鮮明にした^(注37)。しかし集会途中でボダヌール鉄道労働組合書記のシェイフ・セルヴァイが現れ、要求が受け入れられなければ座りこみストを断行するべきだと主張し、チェッティ等と対立した^(注38)。翌日、スブラマニア・チェッティは、ストを回避するべくタフシルダール(県の下位行政単位である郡の役人)に仲介を依頼した^(注39)。タフシルダールは、労働者が固執しているのは無断欠勤の権利だと考え、無給を条件に月3日まで無断欠勤を認めるという妥協案を作成した^(注40)。つまり、無断欠勤を理由に解雇されることはない保証すれば労働者は納得し、無給にすれば経営にも受け入れ可能で、かつ労働組合も面目を保てるという三方丸く収まる妥協案を、タフシルダールが提案したわけである。スブラマニア・チェッティ等はこれに賛成したが、経営は無視した^(注41)。この経営の頑なな態度が、労働者間の意見対立を激化させた。24日の集会では、もし異動を拒否した労働者が解雇されたら直ちにサティヤグラハ(ここではストライキを指すが、本来はガンディーが唱えた民族運動の理念)を開始すると決議されたが^(注42)、翌日の集会では、スブラマニア・チェッティが、ストが起きたら組合長を辞任すると宣言してストを阻止しようとした^(注43)。対立を察知した犯罪捜査局(Criminal Investigation Department)は、ひそかに労働者の団結の切り崩しにかかった。まず、労働者のなかに多数のキリスト教徒が含まれることに注目し、局員が身分を隠して聖職

者に接触して、スト反対を説くよう仕向けた。しかし、労働者の対立は宗派と無関係だったこともあって、この試みは失敗した。次に犯罪捜査局は、労働者が座り込みストを合法と思い込んでいることに気づき、座り込みストは実は違法行為であるという噂を流した^(注44)。シェイフ・セルヴァイは違法ではないと主張したが、労働者は組合事務所に押しかけ、合法か否かガンディーに確認するよう求めた^(注45)。その場で直ちにガンディーへ電報が打たれ^(注46)、翌日、座り込みストは非合法行為だとする返信が届いた^(注47)。労働者が動揺していると察した経営は、異動命令に背けば解雇すると脅したが、それでも異動に応ずる労働者は現れなかった^(注48)。30日に経営は、異動を拒否した労働者96人を停職処分にする^(注49)と発表した。これがかえって起爆剤となり、ついに座り込みスト敢行が決定された。スト推進派の組合幹部によって非暴力を厳守するよう注意書が配布され、労働者は指示に従ってストを開始した。なおここで、非暴力の方針を文書で示した点に注意を喚起したい。労働者への指示ならば口頭で伝えれば十分で、労働者の識字率を考慮すれば文書での通達はむしろ不適切である。したがって、経営や政府に対して合法の範囲でストを実施するという方針を明示し、弾圧を回避することが主目的であったと考えられる。また、座り込みの場所として作業所ではなくタフシルダールの家の前が選ばれたことも注目に値する^(注49)。この選択の理由は、第1に、ガンディーが非合法とした職場内での座り込みを労働者が躊躇したためであり、第2に、州政府を動かして経営から譲歩を引き出すには役人に圧力をかけるのが効果的と期待されたためであった^(注50)。

経営は作業所をロックアウトしようとしたが、再びタフシルダールが介入し、次の理由でロックアウトに反対した。(1)もし組合がストを強制しているとしたら、ロックアウトは労働者の働く意志を拒絶することになる、(2)現時点でのロックアウトはかえって労働者や世論の批判を招くだけで、作業所を再開した時に座り込みストが起きる恐れがある、(3)ロックアウトは、罪のない労働者から仕事を奪ったとして鉄道当局の立場を悪化させ、政治的扇動者の介入を招く^(注51)。この発言から、タフシルダールの一連の行動が、労働争議の反英運動化を回避することを目的にしていたのは明らかである。

タフシルダールに説得された経営は、ロックアウトを取りやめ、作業所入口に次の通告を掲示した。「労働者の断固たる姿勢に配慮して停職処分を取り消す。また、平和的解決への道を可能な限り探るべく、この件をすべて労働監督官の調停にゆだね、その決定を最終のものとして受け入れることを決定した。労働者諸君も同様にすることを望む」^(注52)。この掲示をみたタフシルダールは、経営を批判し、労働監督官が調停を引き受けることに異議を唱えた。第1の理由は、「労働者の断固たる姿勢」という表現がサティヤグラハ（座り込みスト）を指しており、それに屈したと公に認めたことで「サティヤグラハ」を正当化してしまったこと、第2は、鉄道当局の頑迷な態度が今回の事態を招いたにもかかわらず、ここに至って責任を放棄し調停責任を政府に押し付けたことであった^(注53)。つまり、タフシルダールは、今回のストが民族運動の象徴的用語である「サティヤグラハ」を使用しているだけにいっそう警戒し、その調停を政府が引き受けて合意に至らなかつ

た場合、政府に非難の矛先が向けられるのを恐れたのである。しかし結局、事態收拾のために労働監督官が鉄道当局の調停申請を受諾し、現地を訪れて労使の意見を聞いて調停案を作成し、争議を終了させた [RCLI 1931b, 27-28]。

以上の例に示されるように、政府が積極的に労働争議に介入した裏には、争議が激化して民族主義者や共産主義者の介入を招き反政府運動に転化するのを防止しようという政治的意図があった。なお、第Ⅱ節で言及した1927年石油労働者ストにおいて、経営側が大幅な譲歩姿勢を示したのも、イギリス人スタッフの発砲を非難する世論の高揚を憂慮した州政府が経営に圧力を加えたためであり、州政府はさらに、暴動に関与して逮捕されていた労働者全員の起訴を取り下げている^(注54)。

このように政府は、ただいたずらに労働運動を弾圧するのではなく、硬軟を使い分けて巧みに対処した。経営がイギリス系であろうと政府系であろうと一定の譲歩を強いることによって、そして労働監督官のみならず州知事や警察長官、県行政長官等の高官が直接争議の現場に赴き労働者の意見を聞くというパフォーマンスを演じることによって、政府の「公平な仲介者」としてのイメージを殊更にアピールし、反英感情の火種を摘み取ろうとしたのである。

4. 南インド雇用主連盟と州政府

以上の分析結果を補強するものとして、最後にイギリス人経営者団体に対する州政府の態度について言及しておこう。

労働者の組織化が進み労働運動が激化してくると、経営側も連携して対処する必要性を感じ、1926年イギリス系経営会社を中心になって南インド雇用主連盟 (Employers' Federation of

Southern India) を結成した。連盟は、ストが頻発するのは政治家が労働者を扇動しているせいだと考えた。そこで労働監督官に陳情書を提出し、「ストライキはほとんど脅迫とテロリズムで維持されている。労働者の大半は仕事をしたいと思っているのに、身の安全が保障されていないためにストに参加せざるを得ないのが実情だ」として、労働者居住区に警官を配備し、スト不参加者の出勤帰宅を警護すること、仕事中にスト参加者に家を荒らされたり家族が暴行されたりするのを防止することを要求した^(注55)。

しかし州政府は、様々な政治勢力が労働運動に関与を深めていることを承知の上で、強権的手段は極力回避し、法的根拠にもとづいて対処する姿勢を示した。警察当局も、経営の主張は多分に誇張を含んでいると指摘し、労働者とその家族1人1人に警護をつけるなど非現実的で論外だとした^(注56)。州政府は、雇用主連盟への回答のなかで、テロ行為や脅迫があるという主張は根拠がなく、また政治家が労働問題に関心を抱くのは当然の成り行きであり、労働者の不満を汲み取り解決すべく活動すること自体を非合法行為とするのは不可能だと説明し、労働者居住区への警官配備要請を却下した^(注57)。

雇用主連盟の陳情に対する州政府の対応は、労働者や労働組合幹部に、政府が合法性を重視しているという印象を与えた。それは裏を返せば、共産主義者でも民族主義者でも、合法の範囲内であれば労働者の中で活動することが可能だという認識が広まったことを意味した。こうしてマドラス州では、政治運動活動家は合法の枠内での活動を心がけることにより巧みに政府の弾圧を潜り抜け、労働者への影響力を強めていったのである。

結論と今後の課題

1918～33年のマドラス州における労働争議では、労働組合幹部と労働者の関係が希薄であったことや、部外者が幹部を占める組合を経営が承認しようとしなかったことを一因として、労働者は、州政府に対して労使を調停することを求めた。組合幹部でさえ（民族主義者や共産主義者であっても）政府の介入を義務とみなし、あるいは政府による調停を期待する労働者の意向を無視できず、州政府の介入を要求した。そして州政府は、労働者が抱く政府イメージを壊すのを恐れ、その期待に応えるべく労働争議に介入した。時には労働者を代弁するかのように経営に譲歩を強いて、経営側から敬遠される傾向すらあった。しかし、州政府が経営に疎まれてまで争議に介入した裏には、反政府運動に対抗するという政治的目的があった。すなわち、労働争議に民族主義者や共産主義者が関与していても強権的手段は極力回避し、イギリス系経営であろうと政府系経営であろうと優遇することなく一定の譲歩を求めることによって「公平な仲介者」としての立場をアピールし、政府批判をかわそうとしたのである。以上を、はじめに述べた(1)基本的政策志向、(2)現実的政策、(3)政策結果という区分にそってまとめると、次のようになる。(1)植民地政府の基本的政策志向はイギリス本国の「国益」追求にあったが、それを隠蔽し自己の存在を正当化するために、(2)「公平なる仲介者」として労働争議を調停する政策がとられた。これは、労働者の政府観に応え、反政府運動に対抗するという意図があるという意味で、在地社会の反応によって規定

された政策であった。(3)その結果、一方的な労働運動弾圧が不可能になった。むしろ、労働者と反政府運動活動家の「期待」に応じて労働者に有利な調停がなされ、労働者の権利獲得に一定の貢献をした。

したがって、植民地政府が労働運動を無差別に弾圧した、あるいは不介入の立場を維持したという従来の主張は、少なくともマドラス州においては当てはまらない。政府を調停役として利用する労働者、労働者への影響力を維持するために労働者の意向を尊重し、かつ秩序維持の名目を掲げて反政府運動を弾圧しようとする政府を逆手にとって合法の枠内で行動する民族主義者や共産主義者、そして「公平な仲介者」という偽装で反政府運動に対抗しようとする政府が、三者三様の目論見で労働運動に参加し、相互の行動形態に影響を与えるという状況のなかで、植民地政府の労働政策は規定されていた。つまり、植民地インドの場合、少なくとも州レベルにおいて、政府は在地社会から完全に自律的に政策を決定することは出来なかったのである。

以上の結論を踏まえて、今後解明されるべき2つの課題を提示したい。第1は、ボンベイ州やベンガル州など他州の労働争議において州政府が果たした役割を、労働者の政府観及び労働争議における共産主義者や民族主義者の具体的な行動に注視しつつ再検討することである。第2は、州自治権がインド人に移譲された後の州政府の労働運動政策である。1937年にマドラス州内閣を組閣した会議派は、イギリス植民地政府の政策を継承したのか、あるいは一転してまったく異なる政策を打ち出したのであろうか。なお、筆者は、会議派州政府が、共産主義者への

対抗上イギリスの姿勢を引き継いで積極的に労働争議に介入し、経営がインド系であっても労働者寄りの調停を行い、その姿勢は独立後の州政府にも引き継がれたと推論している。以上2つの問題は、植民地国家インドの全体像を理解し、ポスト植民地国家との連続性ないしは断絶性を考える上でも不可欠の要素であるため、今後の研究課題としたい。

(注1) プーランザス(N. Poulantzas, 国家=道具説を否定して国家の相対的自律性を唱え、国家装置を階級闘争の舞台とした)と、ミリバンド(R. Miliband, 「国家エリート」が経済的支配階級と人的結合や社会的な生活状況において合致することをもって、経済的支配階級が政治的にも支配階級を構成するとした)の論争をみれば、国家は支配階級の利益維持のために労働者階級に対して抑圧的に作用するという共通理解があることがわかる。特にミリバンドは、国家を社会の多様な利害を調整する組織であるとするグループ理論・多元主義にも対峙した[Miliband 1969]。

(注2) 例えばMorris (1965)は、植民地期のインド経済が全体として成長傾向にあったとして、植民地国家は基本的に「夜警国家」であり経済発展の条件を整える役割を担ったと評価したが、松井(1967)が反論したように、経済成長の有無(3)の局面)からいきなり植民地政府がインド経済の成長促進を意図していた(1)の局面)と結論付けることは無理があり、植民地支配の正当化に安直にシフトする危険性を孕んでいる。

(注3) また、支配層との距離感の前植民地期にも存在したはずであり、距離感が階級意識形成に直結するとは限らないであろう。

(注4) 植民地期の労働諸立法の内容についてはDas (1941)が詳しい。

(注5) 「国益」の具体的内容については、帝国史や経済史の分野で様々な論議がなされてきた。市場確保と余剰資本の投下先としての植民地に対する産業資本家の利益を重視するマルクス・レーニン主

義的歴史観、これに類して、資本投下先に加えて社会的地位の高い職を提供する場としての植民地の役割を重視するHobson (1902), シティ・南部投資家・土地所有者の金融的・商業的利益が植民地拡大・維持を主導したとするジェントルマン資本主義理論[Cain and Hopkins 1980; 1986; 1987]は、「国益」についての解釈が異なるものの、イギリス本国にとって植民地維持が経済的に極めて重要だったという認識では共通している。一方、自由貿易体制の堅持や権益の保護などの条件が満たされれば植民地獲得は必ずしも必要ではなかったとする自由貿易帝国主義の理論も、その条件が守られなくなった場合、すなわち現地情勢が危機に陥った時に植民地化がなされたとして、植民地化の要因を周辺(現地)に求めつつも、基本的には植民地を維持することがイギリスの「国益」にとって有効であったと認識している[Robinson and Gallagher 1961; 1962]。帝国システムの収支から植民地支配が得か損かを判定しようとするDavis and Huttenback (1986)のような研究もあるが、英領インドは労働力・兵力の供給源として、またイギリス帝国の国際的ヘゲモニーの根拠として不可欠であり、経済面だけでは測ることができない意味をもっていた。したがって、「国益」が何であれ、少なくとも当時のイギリスは植民地維持を重視し、支配の安定を図ったことは疑問の余地がない。

(注6) なお、Census of India (1921, 262-285)では、州人口4279万4155人中、工場労働者は16万6204人とされているが、この数字には農業を主としながら季節工場や零細工場で働く者が含まれていると推測される。

(注7) Letter, Manager to Commissioner of Police, 31 Oct. 1918, Public GO 1929, 1918.

(注8) マドラス労働組合創設メンバーの1人。パールシーの弁護士で神智学協会会員。

(注9) 同紙の編集発行者は不明。

(注10) 1926年に独立して公共事業・労働省(Public Works and Labour Department)となった。

(注11) 労働監督官が「不可触民」の地位改善の業務も担った理由を示す史料をみつけることができなかったが、1920年時点での工場労働者の多くが「不可触民」であったことと関係があると推測される。

(注12) ビルマ石油, アジアティック石油会社, スタンダード石油会社は, もとはそれぞれ独立した会社であったが, 1927年時点では, すべてカルカッタに本社を置くイギリス系経営代理会社の傘下に入っていた。

(注13) 石油労働者組合 (Kerosene Oil Workers' Union) は, 1920年3月に設立された。初代組合長は会議派のV・チャッカライ・チェッティだが, 次第に共産主義者M・シンガーラヴェールの影響が強まった [RCLI 1931b, 50-51]。

(注14) Telegram, Public Dept. GOM to Home Dept. GOI, 11 May, 1927, *Public GO 779*, 1927.

(注15) In the Presidency Magistrates' Court, Egmore, Madras Application No.3505 of 1927 before Dr. K.Pandalal, Bar-at-law, Chief Presidency Magistrate, *Public GO 779*, 1927.

(注16) 例えば, 暴動発生時に石油運搬車が焼失したことについて, 経営は労働者の放火が出火原因だと訴えたが, 経営の発砲を非難する声が高まり, イギリス人スタッフが発砲した弾が装甲を破って石油に引火したことが原因という見解が優勢になった [In the Presidency Magistrates' Court, Egmore, Madras Application No.3505 of 1927 before Dr. K. Pandalal, Bar-at-law, Chief Presidency Magistrate, *Public GO 779*, 1927]。

(注17) Letter, COL to PW&L Dept. GOM, 13 May 1927, *Public GO 779*, 1927.

(注18) 正式名称は, Madras United Spinning and Weaving Mills (MUSWM)。チョーライ地区にあったことからこの名で呼ばれた。

(注19) Report, COL to PW&L Dept. GOM, 16 Jul. 1928, *PW&L GO 120*, 1929.

(注20) Report, COL to Industries and Labour Dept. GOI, 21 Aug. 1928, *PW&L GO 120*, 1929.

(注21) Letter, COL to Agent, MUSWM, 2 Oct. 1928, *PW&L GO 120*, 1929.

(注22) Enquiry Committee Report. In Letter, COL to Agent, MUSWM, 2 Oct. 1928, *PW&L GO 120*, 1929.

(注23) Letter, COL to Agent, MUSWM, 2 Oct. 1928, *PW&L GO 120*, 1929.

(注24) Letter, Messrs. Short Bewes & Co. to COL,

6 Oct. 1928, *PW&L GO 120*, 1929.

(注25) Letter, COL to Agent, MUSWM, 7 Oct. 1928, *PW&L GO 120*, 1929.

(注26) Letter, B.Shiva Rao to Mahomed Osman, 4 Oct. 1928, *PW&L GO 120*, 1929.

(注27) Letter, Madras Labour Union to COL, n. d., *PW&L GO 120*, 1929.

(注28) ただし, インド社会を宗派やカーストなどの範疇で分類し, それぞれを利益団体として対立を助長したのもイギリス植民地政府である。

(注29) しかし, 「不可触民」が全員団結していたわけでもなく, ストに参加した者もいた [*FNR*, 1st half of Jul. 1921]。このストライキにおける「不可触民」労働者問題についてはGeetha and Rajadurai (1998, 181-192) も参照のこと。

(注30) 正義党は非バラモン運動の政治団体として1917年に活動を開始した。非バラモン運動とは, 南インドで政治社会的に圧倒的優勢を誇っていたバラモンに対抗するためにバラモン以外の諸カーストにカーストの壁を越えた団結を呼びかけたもので, 正義党はマドラス州会議派 (バラモン優位であった) に対峙し親イギリスの立場に立った。ラーマナータンはコーインバトゥール出身の弁護士で, 父親と共に熱心な正義党員であった [*Justice Party Golden Jubilee Souvenir*, 354(d)]。

(注31) 1887年トラヴァンコール藩王国生まれ。マドゥライを拠点に弁護士として活動していた。民族運動に共感しながらも, マドラス州会議派におけるバラモン優位性に反発し, 非バラモン運動活動家との親交を維持した。詳細はThomas (1987) を参照のこと。

(注32) コーインバトゥール県出身。急進的民族主義者として知られ, 1918年に南インド鉄道労働者を集めて大規模な自治要求運動を行った [Thomas 1987, 8, 22, 24]。

(注33) 同作業所では, 欠勤は当日朝に本人が届け出る規則になっていたため, 病気等の場合には無断欠勤せざるを得なかった。しかし, 1か月あたり3日までなら無断欠勤が黙認されるようになり, 70年以上続く労働者の特権になっていた [Letter R.C. Confidential No.10, Joint Magistrate to Officer in

Charge of Workshops, 23 Sep. 1926, *Public GO 91*, 1927].

(注34) Report, Superintendent, Government Railway Police, Trichinopoly, n. d., *Public GO 91*, 1927.

(注35) 州政府は、これらの作業所で一斉に同情ストライキが起きるのを警戒して、各地の警察に警戒態勢をとるよう指示した。鉄道は、物資や軍事力の輸送を担い帝国維持に不可欠の装置であっただけに、20年代後半から共産主義者や民族主義者の鉄道労働者への接触が顕著になり、政府は警戒を強めていた [Letter 1222c, Special Branch, CID, 22 Sep. 1926, *Public GO 91*, 1927].

(注36) 史料に組合名は言及されていないが、進歩労働組合 (Progressive Labour Union) だと思われる。1918年にネガパタム作業所の全労働者および事務員をメンバーとするネガパタム鉄道労働者組合が結成されたが、御用組合の性格が強かった。これに不満を抱いた一部労働者が進歩労働組合を結成した [RCLI 1931b, 43-48, 54].

(注37) Letter R.C. Confidential No.10, Joint Magistrate to Officer in Charge of Workshops, 23 Sep. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注38) Madras Police Abstract, No.37, 25 Sep. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注39) Report L.Dis. Confidential No.10/26, Joint Magistrate, Negapatam, to District Magistrate, Tanjore, 5 Oct. 1927, *Public GO 91*, 1927.

(注40) Report, Superintendent of Police, Negapatam, 3 Oct. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注41) Letter R.C. Confidential No.10, Tahsildar to Officer in Charge of Workshops, 23 Sep. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注42) Letter, Superintendent, Railway Police, Trichinopoly, 25 Feb. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注43) Letter, Superintendent, Railway Police, Trichinopoly, 26 Sep. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注44) Report, Officer of CID, Negapatam, 26 Sep. 1926, *Public GO 91*, 1927. なお、違法ストライキを規定する条文を含む労働争議法が制定されたのは1929年であり、26年時点では違法ストライキを定義する法律は存在しない。ストライキに関与した政治家や

労働者を逮捕する時には、インド刑法124条 (現行政体体制への敵対心を煽る行為の禁止) か、同153条 (階級間対立を煽る行為の禁止) が適用されるのが通例であった。

(注45) Report, Officer of CID, Negapatam, 28 Sep. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注46) Telegram, President of the Union to M.K. Gandhi, 26 Sep. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注47) Telegram from M.K. Gandhi, 27 Sep. 1926, *Public GO 91*, 1927. なお、Arnold (1980) は、合法性を志向する組合幹部と、伝統的抗議行動としての暴力 (機械破壊や公共施設襲撃) という非合法行為を志向する労働者を対置しているが、そのような二項対立が必ずしも成立するわけではないことは、この事例からも明らかである。

(注48) Report from the Superintendent, Railway Police, Trichinopoly, 29 Sep. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注49) Report, Deputy Superintendent of Police, Negapatam, 29 Sep. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注50) Report, Officer of CID, 1 Oct. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注51) Report L.Dis. Confidential No.10/26, Joint Magistrate, Negapatam, to District Magistrate, Tanjore, 5 Oct. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注52) Report L.Dis. Confidential No.10/26, Joint Magistrate, Negapatam, to District Magistrate, Tanjore, 5 Oct. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注53) Letter, District Magistrate, Tanjore to Under Secretary, GOM, 6 Oct. 1926; Report L.Dis. Confidential No.10/26, Joint Magistrate, Negapatam, to District Magistrate, Tanjore, 5 Oct. 1926, *Public GO 91*, 1927.

(注54) Letter No.1438, Commissioner of Police to Public Dept. GOM, 22 Jul. 1927; Memo No.148s, 25 Jul. 1927, *Public GO 779*, 1927.

(注55) Letter, Employers' Federation of Southern India to COL, 2 Jun. 1927, *Public GO 1030*, 1927.

(注56) Letter, Commissioner of Police to GOM, 25 Jul. 1927, *Public GO 1030*, 1927.

(注57) Letter No.3751-1, Public Dept. GOM, to Employers' Federation of South India, 18 Aug. 1927,

Public GO 1030, 1927.

文献リスト

<略号一覧>

CID : Criminal Investigation Department
 COL : Commissioner of Labour
 Dept. : Department
FNR : Fortnightly Report
 GOM : Government of Madras
 GOI : Government of India
GO : Government Order
IESHR : Indian Economic and Social History Review
 MUSWM : Madras United Spinning and Weaving Mills
 PW&L : Public Works and Labour Department
 RCLI : Royal Commission on Labour in India

<日本語文献>

今田秀作 1999. 「インド植民地支配史研究に関する方法論的考察——M.D. モリスとインド・ナショナリスト史家との論争を中心として——」『経済理論』和歌山大学経済学会 第291号（9月）1-29.
 —— 2000. 『バクス・ブリタニカと植民地インド イギリス・インド経済史の《相関把握》』京都大学学術出版会.
 大嶽秀夫・鴨武彦・曾根泰教 1996. 『政治学』有斐閣.
 大藪龍介 1989. 『現代の国家論』世界書院.
 志賀美和子 2007a. 「マドラス州における非バラモン運動の展開——共産主義との関係を中心に——」『東洋文化研究所紀要』東京大学東洋文化研究所 第151冊（3月）380-321 [逆頁].
 —— 2007b. 「南インド・マドラス州の労働運動（1918-39年）にみる労働者の自立化」『歴史学研究』第827号（5月）15-32.
 竹中千春 1997. 「植民地国家と国民国家——英領インドの事例に照らして——」『国際学研究』明治学院大学国際学部 第16号（3月）165-173.
 成田範道 1995. 「インドにおける労働争議法（1929年）の制定」『アジア経済』第36巻第1号（1月）49-64.
 松井透 1967. 「19世紀インド経済史研究の方法論的考

察——M.D. モリスの諸説をめぐって——」『アジア研究』第13巻第4号（1月）1-38.

<外国語文献>

Alavi, H. 1972. "The State in Postcolonial Societies : Pakistan and Bangladesh." *New Left Review* (74) (Jul /Aug) : 59-82.
 —— 1975. "India and the Colonial Mode of Production." *Socialist Register* 12 : 160-197.
 Almond, G. A. and G. B. Powell Jr. 1966. *Comparative Politics : A Developmental Approach*. Boston : Little.
 Arnold, D. 1980. "Industrial Violence in Colonial India." *Comparative Studies in Society and History* 22(2) (Apr.) : 234-255.
 Baker, C. J. 1976. *The Politics of South India 1920-1937*. New Delhi : Vikas Publishing House.
 Baker, C. J. and D. A. Washbrook 1975. *South India : Political Institutions and Political Change 1870-1920*. Cambridge : Cambridge University Press.
 Cain, P. J. and A. G. Hopkins. 1980. "The Political Economy of British Expansion Overseas, 1750-1914." *Economic History Review* 2nd Series 33(4) (Nov.) : 463-490.
 —— 1986. "Gentlemanly Capitalism and British Expansion Overseas I : The Old Colonial System, 1688-1850." *Economic History Review* 2nd Series 39 (4) (Nov.) : 501-525.
 —— 1987. "Gentlemanly Capitalism and British Expansion Overseas II : New Imperialism, 1850-1945." *Economic History Review* 2nd Series 40(1) (Feb.) : 1-26 (以上3論文は次の邦訳書に収録 竹内幸雄・秋田茂訳『ジェントルマン資本主義と大英帝国』岩波書店 1994年).
 Chakrabarty, D. 1989. *Rethinking Working Class History : Bengal 1890-1940*. New Jersey : Princeton University Press.
 Chatterji, R. 1984. *Working Class and the Nationalist Movement in India : The Critical Years*. New Delhi : South Asian Publishers.
 Das, R.K. 1941. *History of Indian Labour Legislation*. Calcutta : University of Calcutta.

- Davis, L. E. and R. A. Huttenback. 1986. *Mammon and the Pursuit of Empire : The Political Economy of British Imperialism, 1860-1912*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Easton, D. 1965. *A Framework for Political Analysis*. Chicago : University of Chicago Press (邦訳は岡村忠夫訳『政治分析の基礎』みすず書房 1968年).
- Geetha, V. and S. V. Rajadurai 1998. *Towards A Non-Brahmin Millenium : From Iyothee Thass to Periyar*. Calcutta : Samya.
- Ghosh, P. 2000. *Colonialism, Class and a History of the Calcutta Jute Millhands 1880-1930*. Hyderabad : Orient Longman.
- Hobson, J. A. 1902. *Imperialism : A Study*. London : James Nisbet (邦訳は矢内原忠雄訳『帝国主義論』上下巻, 岩波書店 1951-52年).
- Jessop, B. 1990. *State Theory : Putting Capitalist States in their Place*. Cambridge : Polity Press (邦訳は中谷義和訳『国家理論 資本主義国家を中心に』御茶の水書房 1994年).
- Jha, S.C. 1970. *The Indian Trade Union Movement : An Account and An Interpretation*. Calcutta : K.L. Mukhopadhyay.
- Joshi, C. 1985. "Bonds of Community, Ties of Religion : Kanpur Textile Workers in the Early Twentieth Century." *IESHR* 22(3) (Jul./Sep.) : 251-281.
- 2003. *Lost Worlds : Indian Labour and Its Forgotten Histories*. London : Anthem.
- Justice Party Golden Jubilee Souvenir*. 1968. Madras : Shanmugam Press.
- Kooiman, D. 1989. *Bombay Textile Labour : Managers, Trade Unionists and Officials 1918-1939*. New Delhi : Manohar.
- Karnanithi, G. 1991. *Caste and Class in Industrial Organization : A Case Study of Two Industrial Units in Tamil Nadu*. New Delhi : Commonwealth Publishers.
- Krishna, C. S. 1989. *Labour Movement in Tamilnadu 1918-1933*. New Delhi : K P Bagchi.
- Kumar, D. 1998. *Colonialism, Property and the State*. Delhi : Oxford University Press.
- Kumar, K. ed. 1988. *Congress and Classes : Nationalism, Workers and Peasants*. Delhi : Manohar.
- Luthra, B. R. 2004. *Labour Movement in India (1919-1929)*. Ambala Cantt. : IBA Publications.
- Miliband, R. 1969. *The State in Capitalist Society*. London : Weidenfeld and Nicolson (邦訳は田口富久治訳『現代資本主義国家論——西欧権力体系の分析——』未来社 1970年).
- Morris, M. D. 1965. *The Emergence of an Industrial Labor Force in India : A Study of the Bombay Cotton Mills, 1854-1947*. Bombay : Oxford University Press.
- Mukherjee, A. 2002. *Imperialism, Nationalism and the Making of the Indian Capitalist Class, 1920-1947*. New Delhi : Sage Publications.
- Murphy, E. 1981. *Unions in Conflict : A Comparative Study of Four South Indian Textile Centres, 1918-1939*. Delhi : Manohar.
- Nair, J. 1998. *Miners and Millhands : Work, Culture, and Politics in Princely Mysore*. New Delhi : Sage Publications.
- Robinson, R. and J. Gallagher 1961. *Africa and the Victorians : The Official Mind of Imperialism*. London : Macmillan.
- 1962. "The Partition of Africa." In *Material Progress and World-Wide Problems, 1870-1898*. ed. F. H. Hinsley, 593-640.
- Slater, G. 1936. *Southern India, Its Political and Economic Problems*. n.p..
- Thomas, M. 1987. *Barrister George Joseph : A Memoir*. Trivandrum : published by the author.
- Washbrook, D. A. 1975. *The Emergence of Provincial Politics : The Madras Presidency 1870-1920*. Cambridge : Cambridge University Press.
- <新聞>
Hindu
Humanity
Justice
Madras Mail
Madras Times

New India

< 公刊史料 >

Census of India 1921, vol. X III, Madras, Part 2, Imperial and provincial tables. London: His Majesty's Stationery Office (*Census of India* 1921).

Royal Commission of Labour in India 1931a. *Report*. London: His Majesty's Stationery Office (RCLI *Report*).

—— 1931b. Vol. VII Part 1, *Written Evidence* (RCLI *Written Evidence*).

—— 1931c. Vol. VII Part 2, *Oral Evidence* (RCLI *Oral Evidence*).

[付記] 本稿執筆に際しては、査読の先生方から貴重なご意見をいただいた。この場を借りて御礼申し上げたい。ただし内容に関する一切の責任は筆者にのみ帰するものである。

(東京大学文学部東洋史学科助教，2006年7月24日受付，2007年3月12日レフェリーの審査を経て掲載決定)